

総社市告示第86号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(給付の対象となる教育訓練)</p> <p>第3条 給付の対象となる教育訓練は、次に掲げる講座とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)</u>の指定講座</p> <p>(2) <u>雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)</u>の指定講座</p> <p>(3) <u>雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)</u>の指定講座</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が認める講座</p> <p>(支給額)</p>	<p>(給付の対象となる教育訓練)</p> <p>第3条 給付の対象となる教育訓練は、次に掲げる講座とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座</u></p> <p>(2) <u>就業に結びつく可能性の高い講座で厚生労働省が別に定めるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が認める講座</p> <p>(支給額)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 受講開始日現在において<u>一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者</u> 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(2) <u>受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者</u> 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に20万円を乗じて得た額（その額が80万円を超える場合は、80万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(3) <u>受講開始日現在において一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる受給資格者</u> 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた<u>教育訓練給付金</u>の額を差し引いた額（支給申請等）</p> <p>第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育訓練給付金</u>が支給されている場合は、その額を証明する書類</p> <p>2 略 （支給申請期限）</p> <p>第8条 支給申請は、<u>受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が</u></p>	<p>第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 受講開始日現在において<u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）</u>の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(2) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 前号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた<u>一般教育訓練給付金</u>の額を差し引いた額（支給申請等）</p> <p>第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>雇用保険法による一般教育訓練給付金</u>が支給されている場合は、その額を証明する書類</p> <p>2 略 （支給申請期限）</p> <p>第8条 支給申請は、<u>受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>確定した日</u> から起算して1箇月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第4号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第1号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第7条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

総社市長

様

申請者 住所

氏名 ㊦

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)	電話 (—)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある ・ ない		
児童扶養手当の受給の有無	児童扶養手当の受給 有 ・ 無 児童扶養手当受給者資格証の写しの添付 有 ・ 無		
添付書類	ア 本人及びその児童の戸籍謄本又は抄本（発行後1箇月以内のもの） イ 世帯全員の住民票の写し（発行後1箇月以内のもの） ウ 所得証明書(前年の所得額を証明するもの。1月から7月までの間に申請する場合は前々年) エ 児童扶養手当証書の写し ※ア・イ・ウは児童扶養手当を受給している場合不要 ※ウは個人番号を記載の場合不要		

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて第7条第1項の規定による支給申請手続を行うことが必要です。

様式第2号（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料	円, 受講料	円 合計額 円
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

総社市長



(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて第7条第1項の規定による支給申請手続を行うことが必要です。

様式第4号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

総社市長

様

申請者 住所

氏名

㊟

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)	電話 (—)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円	合計額	円
教育訓練給付金の受給額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当の受給の有無	児童扶養手当の受給	有	無
	児童扶養手当受給者資格証の写しの添付	有	無
添付書類	ア 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 イ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、修了を認定した教育訓練修了証明書 ウ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書		

(注意)

- 1 支給申請は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から1箇月以内に行ってください。